

札幌ドームにおけるネーミングライツ（命名権）協賛企業の募集要項

自然豊かな羊ヶ丘風致地区内に立地し、サッカー、野球、ラグビー、コンサート、展示会や見本市など様々な大規模イベントが開催できる全天候型の大規模多目的施設である「札幌ドーム」は、多くの観光客や市民・道民が集う札幌を象徴する施設です。

札幌ドームの指定管理者である株式会社札幌ドームでは、新たな収入を確保し、もって、スポーツの普及振興や市民文化の向上、施設の維持管理に寄与するとともに、協賛企業との連携・協力により、札幌の新しいスポーツや文化を世界へ情報発信することなどを通して、企業と札幌のイメージ向上とPRを図り、あわせて施設の魅力を高め市民サービスの向上及び地域貢献に資することを目的とし、以下のとおり、札幌ドームのネーミングライツ協賛企業を募集いたします。

1 募集主体

札幌ドーム指定管理者 株式会社札幌ドーム（以下、「弊社」といいます。）

2 対象施設及び施設概要

対象施設	札幌ドーム
所在地	札幌市豊平区羊ヶ丘1番地
施設概要	参考資料「ネーミングライツのご案内」をご覧ください

3 応募資格

次の(1)から(4)までのすべてに該当する団体が応募できます。

- (1) 法人であること。ただし、札幌ドーム広告掲出基準で掲出不可としている業種、札幌市広告掲載基準第2条に掲げる業種又は事業者を除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により、札幌市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 市区町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（代表者においてはその構成員である者）ではないこと。

4 ネーミングライツ（命名権）の範囲

ネーミングライツとは、札幌ドームの愛称に企業名又は商品・ブランド名などを使った名称を付与できる権利を言います。ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称に関する条件

ア 順守事項

札幌ドーム広告掲出基準「2.業種に関する規定」、並びに札幌市広告掲載要綱

第5条第2項各号のいずれかに該当するものは、愛称に使用できないこと。

イ 希望事項

(ア) 愛称に「ドーム」を含めること。

(イ) 愛称は、公の施設の愛称としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできること。

(ウ) 親しみやすさや呼びやすさなど、市民及び施設利用者の理解が得られる愛称とすること。

(2) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内は、愛称の変更はできません。

(3) その他

ア 札幌ドーム条例（平成11年条例第36号）に規定する正式名称「札幌ドーム」を変更するものではありません。

イ 国際的なイベントなど、施設名に企業名又は商品・ブランド名等を含む愛称の表示が制限される場合があります。

5 希望条件

項 目	内 容	備 考
希 望 金 額	年額2億5千万円以上	消費税及び地方消費税相当額を含みません。希望金額未満の場合も応募可能です。
希 望 期 間	2～4年	契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権があります。
愛称使用開始時期	令和6年4月頃を予定	詳細は協議のうえ決定させていただきます。

6 ネーミングライツ（命名権）に付帯する権利

(1) 施設愛称と施設写真を協賛企業の広報及び広告、販売促進などに使用できます。

(2) 屋外の歩道橋近くに2箇所、国道36号線側バス停口前階段に1箇所、施設の愛称を掲出することができます。また、南ゲート前に1箇所に施設の愛称又は協賛企業の広告を優先的に掲出することができます（この場合、別途、施設の愛称又は広告の掲出に係る費用を負担いただきます）。

(3) 屋内のスタンドとコンコースに4箇所、協賛企業の広告を優先的に掲出することができます（この場合、別途、広告の掲出に係る費用を負担いただきます）。

※ 上記(2)及び(3)に基づき広告を掲出する場合、札幌ドーム広告掲出基準、札幌市広告掲載基準第3条及び第4条、札幌市屋外広告物条例及び関連規則等を順守いただきます。

(4) 弊社及び札幌市が作成する施設案内パンフレットなどの広報印刷物やWEBサイトについては、愛称を積極的に使用するものとします。

(5) 札幌市が設置する道路の施設案内標識（以下、「道路標識」といいます。）に愛称

を記載することができます。

(6) その他希望する事項があれば協議に応じます。

7 費用の負担

費用負担については、次表のとおりです。

区分	弊社	協賛企業
施設看板や道路標識の変更 ※1		○
施設看板のデザイン料		○
契約終了後の原状回復		○
弊社及び札幌市作成のパンフレット等の印刷物、WEBサイトの表示 ※3	○	

※1 ただし、施設看板及び道路標識の変更に係る初回費用については、弊社が負担します。

※2 ネーミングライツの金額の他に別途ご負担いただきます。

※3 ネーミングライツ契約後、新たに製作するものに限りません。

8 応募方法

(1) 募集期間

令和6年1月9日（火曜日）から契約締結まで ※随時受付いたします
受付時間は、午前9時から午後5時まで

(2) 応募方法

募集期間内に(3)の申込書類を持参又は郵送により提出してください。

※申込書類の提出先は「11 問合せ先・申込書類の提出先」のとおり。

※郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。

(3) 申込書類

ア 札幌ドームネーミングライツ協賛申込書（様式1）

イ 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）及び印鑑証明書

ウ 市区町村税に関する納税証明書（未納の税額がないことの証明。令和6年1月1日以降に交付されたもの）

エ 法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納の税額がないことの証明。令和6年1月1日以降に交付されたもの）

オ 定款又はこれに相当する書類

カ 前3事業年度の事業報告書又はこれに相当する書類

キ 前3事業年度の決算報告書（損益計算書・貸借対照表又はこれに相当する書類）

ク 会社概要の分かる書類（任意様式）

ケ 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2）

※ 様式1及び様式2は、札幌ドームWEBサイト内に掲載します。

<https://www.sapporo-dome.co.jp/information/2024/01/09/11051>

(4) 申込書類の提出部数

本書（正本）１部と副本（コピー可）６部を提出してください。

(5) 応募に当たっての注意事項

- ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く）。
- イ 申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ウ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- エ 申込みに係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- オ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 選考に必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- キ 応募の内容や選考の結果等については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）及び札幌市出資団体等情報公開要綱の定めるところにより、公開されることがあります。
- ク 協賛企業の事情・瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な場合や、虚偽の申請があった場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、協賛企業の負担とします。
- ケ 札幌市、弊社、札幌ドームのイメージが損なわれる恐れがあるなど、ネーミングライツの協賛企業とすることが適当でないと認められる場合、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、協賛企業の負担とします。

9 選定方法等

(1) 選定方法

次の選定基準を基に、金額や期間の多寡、愛称のふさわしさ、企業の経営の安定性や事業内容、地域貢献等の付帯提案などを総合的に判断し、候補者を選定いたします。

[選定基準] ※１

項目	視点	配点
金額・期間	希望条件（金額：年額２億５千万円以上、期間：２～４年）に照らして適切か	５０点
愛 称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設の設置目的との整合性	１０点
応募企業	応募者の経営理念・事業内容、財務状況から見た経営の安定性等	１０点
地域貢献等	地域貢献や社会貢献などの活動実績及び今後の計画、札幌ドームを利用した企業の取組提案、北海道コンサドーレ札幌（※２）との親和性 等	３０点
合 計		１００点

※１ 各選定項目及び合計得点について最低基準点を設け、その基準に満たない項目がある場合は、候補者に選定されません。

※２ 札幌ドームは、Ｊリーグ北海道コンサドーレ札幌が本拠地として使用しております。

(2) 候補者との契約内容の協議

候補者の選定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項、協賛メリット等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

10 選定結果の発表

すべての応募者に結果を通知するとともに、選定された協賛企業を札幌ドームのWEBサイト等を通じて発表する予定です。また、マスメディアに対して情報の提供を予定しています。

11 問合せ先・申込書類の提出先

〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社札幌ドーム 営業部 営業一課 担当：久末（ひさすえ）、和田（わだ）

TEL 011-850-1000 FAX 011-850-1011

E-mail : namingrights@sapporo-dome.co.jp

12 参考資料

- (1) 札幌ドームネーミングライツのご案内
- (2) 札幌ドーム広告掲出基準（2023年度改訂版）
- (3) 札幌市広告掲載要綱（令和5年4月1日改正）
- (4) 札幌市広告掲載基準（令和5年4月1日改正）
- (5) 札幌市情報公開条例（令和4年12月13日改正）